

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年6月30日～2022年7月6日)

令和4年(2022年)7月8日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 「市民プラットフォーム」(PO)党大会の実施 カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のキェルツェ訪問 国家安全保障会議の招集 ドゥダ大統領、ラウ外相等のNATO首脳会合出席 ラウ外相のヘルシンキ訪問 多用途ヘリコプターの調達 ドゥダ大統領とヘルツォグ・イスラエル大統領との電話会談 装甲車用新型無人砲塔の調達								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 モラヴィエツキ首相らがベラルーシ国境を視察 テロ脅威警戒レベルの延長 ベラルーシからの不法移民に関連する動向								
経済 6月のインフレ率は前年同月比で15.6%増 干ばつにより穀物収穫への懸念 420のポーランド企業がウクライナ復興に関心 風力発電所建設に関する法案を政府が承認								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								
政治								

内 政

「市民プラットフォーム」(PO)党大会の実施【7月2日】

7月2日、ラドムにおいて、最大野党「市民プラットフォーム」(PO)の党大会が実施された。同大会には、過去10年間で最大規模となる6,000人以上が参加した。トウスクPO党首は、POが勝利を収めて政権を担う用意が整っていると述べ、「もし誰かが物価高騰と戦い、インフレをゼロに導くことができるとすれば、それは自分の政府である」と評価した。さらに、同党首は、POが選挙に勝てばアダム・グラピンスキ・ポーランド国立銀行(NBP)総裁の職務を停止することになると発表した。同大会は、数週間にわたり行われてきたPOと有権者との1,000回に及ぶ会合を総括する役割も果たしていた。

カチンスキ「法と正義」(PiS)党首のケルツェ訪問【7月3日】

7月3日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、ケルツェを訪問し、住民と懇談した。同党首は、

ポーランドで変化が起きるペースは印象的であると述べ、「社会政策が変わり、雇用政策が変わったが、これは13番目の年金である。そして14番目の年金を恒久化するためにあらゆることを行っていく」と約束した。

国家安全保障会議の招集【7月4日】

7月4日、ドゥダ大統領は、与野党の参加を得て国家安全保障会議を招集した。ロシアのウクライナ侵略に関連して同会議が行われるのは、今年に入り既に4回目である。同会議では、新しいNATO戦略概念や首脳共同宣言、スウェーデン及びフィンランドのNATO加盟招請などについて議論が進められた。同大統領は、「すべての政治陣営の政治家たちは、絶対的にすべての分断を超えてポーランドの安全保障の問題にアプローチする」と述べ、同会議の雰囲気は親国家的かつ実質的であり、数多くの興味深い提案がなされたと付言した。

外交・安全保障

ドゥダ大統領、ラウ外相等のNATO首脳会合出席【6月28日～30日】

6月28日から30日にかけて、ドゥダ大統領は、マドリッドで開催されたNATO首脳会合に出席した。NATO首脳会合で採択された首脳宣言では、ロシアは同盟国の安全保障及びユーロアトランティック地域の平和と安定に対する最大かつ直接の脅威であることが確認された。また、NATO首脳は、NATO東方を強化し、フィンランドとスウェーデンをNATO加盟に招請する決定を下した。ドゥダ大統領は、「マドリッド・サミットはNATO全体にとって成功である」と評価した。また、ポーランドに米第五軍団常設司令部が配備されることでポーランドの安全保障が強化されることを強調した。さらに、フィンランドとスウェーデンの分だけNATOが拡大される決定が下されたのは歴史的なことだと認め、「スウェーデンとフィンランドを含めることによってNATOを強化する必要がある」と述べた。会合の舞台裏では、28日、ドゥダ大統領夫妻は、スペイン国王フェリペ6世とレティシア王妃主催の夕食会に参加したほか、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領やショルツ独首相と会談した。29日には、尹錫悦韓国大統領及びアルバニージー豪首相との会談が行われ、30日にはスロベニアのゴロブ首相と会談した。NATO首脳会合には、ドゥダ大統領とともにソロフ大統領府国家安全保障局(BBN)長官、クモフ大統領府国際政策局(BPM)長官、シェヴィエラ大統領府国务大臣が同行した。

ドゥダ大統領に同行して、NATO首脳会合にラウ外相が出席した。ラウ外相を含むNATO加盟国の外

相たちは、同会合の一環としてヨルダン及びモーリタニアの外相と会談を行った。外相たちは、ロシアのウクライナ侵略が世界に与える影響に対抗するために歩調を合わせることにについて議論した。ラウ外相は、何よりもまず発展途上国に関わってくる食糧危機について特に懸念を表明し、「ポーランドは、ロシアのウクライナ侵略の結果に対抗し、最も困っている人々を支えるために、可能な限りあらゆることをしている。」と断言した。また、ラウ外相は、ウクライナから農産物を輸送するためにポーランドなどが講じている措置について説明した。さらに、ラウ外相は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が発言したセッションを含むNATO首脳会合に出席した。なお、ラウ外相は、ドゥダ大統領と韓国の尹錫悦大統領との二国間会談にも同席した。次回のNATO首脳会合は、2023年にヴィリニウスで開催される予定である。

ラウ外相のヘルシンキ訪問【7月1日】

7月1日、ヘルシンキを訪問したラウ外相は、フィンランドのニーニスト大統領、ハーヴィスト外務大臣、トゥプライネン欧州問題・固有財産担当大臣と会談した。主な議題は、二国間協力のさらなる発展、安全保障、EUの東側近隣情勢、ポーランドのOSCE議長国、地域政策などであった。ラウ外相は、二国間のフォーマット及び地域・国際機関のフォーラム双方において、フィンランドと協力していくことの重要性を強調した。また、同外相は、ポーランドとフィンランドの関係は非常に良好なままであると評価した。さらに、同外相は、先日行われたNATO首脳会合の結

果、フィンランドがNATO加盟に招請されたことに祝辞を述べた。地域の安全保障問題、特にロシアのウクライナ侵略の影響について、人道的な問題も含めて議論され、侵略者との戦いにおいてウクライナをさらに支援する可能性についても話し合われた。加えて、同外相は、OSCEの現状を議題として取り上げた。ポーランドが議長国として、ウクライナでのOSCEの常駐を確保するためにコミットしていることを想起したほか、2025年のフィンランドによるOSCE議長国就任について言及し、ポーランドにはフィンランドの議長国就任準備を支援する用意があり、ポーランドの経験を共有する意思があることを確約した。

多用途ヘリコプターの調達【7月1日】

7月1日、ブワシュチャク国防大臣は、多用途ヘリコプター「AW149」32機並びに兵站及び訓練機材を調達する契約を承認した。多用途ヘリコプター「AW149」は、陸軍兵士の輸送、航空支援、捜索及び救難活動に使用される。また、重武装仕様の機体は対戦車ミサイルを装備する予定である。契約金額は80億2千万ズロチにのぼり、最初の機体は来年納入され、2029年までに全機が納入される。

ドゥダ大統領とヘルツォグ・イスラエル大統領との電話会談【7月4日】

7月4日、ドゥダ大統領とヘルツォグ・イスラエル大統領は電話会談を行い、ポーランドとイスラエルの二国間関係発展を支持していることについて議論した。会談では、両国の関係を正常な軌道に戻すことが合意された。ヘルツォグ大統領は、イスラエルの首相及び外相との共同イニシアティブで、駐イスラエル・ポーランド大使をイスラエルへ戻すよう要請した。ドゥダ大統領は、短期間にポーランド大使を任命することに同意し、新しい駐ポーランド・イスラエル大使が数日中に信任状を奉呈することになると明らかにした。両大統領は、二国間関係におけるあらゆる問題が、相互尊重の精神の下、率直で開かれた対話を通じて将来的に解決されることへの期待を表明した。

装甲車用新型無人砲塔の調達【7月5日】

7月5日、ブワシュチャク国防大臣は、Huta Stalowa Wola 社を訪問し、同社で開発された無人砲塔システムを調達する契約を締結した。契約は17億ズロチで、2024年以降70基の砲塔が納入され、装輪装甲車「ロソマク」や開発中の装軌装甲車「ボルスク」に搭載される。砲塔には30mm 機関砲、同軸機関銃及び対戦車ミサイルが装備され、車内から遠隔で操作される。

治 安 等

モラヴィエツキ首相らがベラルーシ国境を視察【6月30日】

6月30日、モラヴィエツキ首相、カミンスキ内務・行政大臣は、ベラルーシ国境に設置されたフェンスを視察した。同首相は、ルカシェンコ・ベラルーシ大統領がEU東側国境をテストすることを決めたが、これはウクライナにおける戦争の最初の攻撃であったと指摘した。また、我々の政策により、我々と欧州の最優先事項であるウクライナの主権維持の支援に集中することができていると強調した。カミンスキ大臣は、当該国境で発生した不法移民による出来事は、地域全体の状況を不安定化する計画の一部であったと指摘し、適切な危機管理と将兵の優れた対応により、依然としてベラルーシ国境の主権を完全に掌握していると述べた。また、モーションセンサーや赤外線カメラも設置中であると強調した。当該機器は9月中旬までに設置が完了する見込みであるという。

テロ脅威警戒レベルの延長【6月30日】

6月30日、モラヴィエツキ首相は、同日23時59分までを期限としていたテロ脅威警戒レベルを7月31日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びウクライナ国境地域2県に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政機関は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。同措置は、2月28日以降、継続して発令されている。

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【7月1日】

7月1日、国境警備隊は、本年に発生したベラルーシからポーランドへの不法越境件数は約5,979件にのぼり、うち6月中に確認された不法越境件数は596件であったとツイッター上で明らかにした。

経 済

経済政策

6月のインフレ率は前年同月比で15.6%増【7月1日】

中央統計局(GUS)は、7月1日の速報値で、ポーランドの6月のインフレ率は前年同月比で15.6%増と

発表した。5月、4月のインフレ率は13.9%、12.4%であった。

ポーランド産業動向

干ばつにより穀物収穫への懸念【7月4日】

ポーランドの専門家は、7月に国土の大部分が干ばつに見舞われる可能性が高いと警告している。気象局によれば、ポーランドの自治体の68%が干ばつの脅威にさらされ、26%の農地では既に干ばつ被害に見舞われていると発表した。特に東部のルベスキエ県では穀物収穫のため定期的な水やりが必要となっており、干ばつの影響を懸念している。

420のポーランド企業がウクライナ復興に関心【7月7日】

開発・技術省は、同省とポーランド投資・貿易庁（PAIH）が開始したウクライナ復興関連のプログラムについて、420社のポーランド企業がウクライナへの輸出再開とウクライナ復興に関心を示していると発表した。ブダ開発・技術大臣は、プログラムに参加する企業は、法的サービス、保険、輸出保証へのアクセスの範囲を含む様々な優遇措置を利用することができると述べた。同大臣によると、このプログラムにより、ウクライナ市場でのプレゼンスの拡大に関心のある企業や分野を特定するとともに企業をまとめることとなる。

エネルギー・環境

風力発電所建設に関する法案を政府が承認【7月5日】

5日、気候・環境省は、風力発電所を住宅地の近くに建設することを可能とする法案を政府が承認したと発表した。モスクファ気候・環境大臣は、風力発電所と住宅地の間の距離を風車の高さの10倍以上と

する「10Hルール」を変更し、最低距離が500mに短縮される法案を提出したと述べた。また、新しい規定では、既存の市街地近くに建設することが可能となる。同法案では、投資家、地域住民、当局で、どこに風力発電所を設置するか、折り合いをつけることができる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から（1）最終滞在予定国の有効な滞在許可証、（2）ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証（ナショナル・ビザ）、又は（3）同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国（2020年6月現在）：26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、

現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センターは、5月30日(月)～7月18日(月)の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日(金)～9月15日(木)】

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催されます。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)